



鳥取県公報

平成18年 9月29日(金)
号外第143号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (84) (子ども家庭課) 2
------------	--

———公布された規則のあらまし———

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正

ア 児童福祉法の一部が改正され、指定知的障害児施設等に入所等をした障害児で引き続き入所等が必要であることその他の要件を満たす者について、満18歳に達した後においても引き続き障害児施設給付費等を支給することができることとされたことに伴い、当該者から徴収する額等について所要の改正を行う。

イ 児童養護施設等への入所措置を受けた者のうち市町村民税非課税世帯等の負担を軽減するため、徴収する措置費の額の減額に関し所要の改正を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

(1)イの改正に伴い、当該事務の決裁に関し所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正

ア 指定知的障害児施設等に入所等をした障害児で引き続き入所等が必要であることその他の要件を満たす者が満18歳に達した後においても引き続き障害児施設給付費等を支給される場合で、当該者が満20歳に達しているときは、被措置者等から成年者自己負担月額等(当分の間は、減額した特例額)を徴収する。

イ 児童養護施設等への入所措置等のうち、母子生活支援施設等に入所させて行うものに係る徴収額は、別表第3に定める額の2分の1に相当する額とする。

ウ 母子生活支援施設への入所者等は、アの措置が開始されたとき、及び翌年度以降も引き続き行われるときは、所得税額等申告書により総合事務所長等に申告しなければならない。

エ 児童養護施設等への入所措置等については、対象収入額の算定等に係る基準年を、その前年度の初日が属する年の前年とする。

オ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

ア 主たる扶養義務者の選定等の事務は、総合事務所長等の委任決裁とする。

イ 県支弁月額に係る費用の範囲の決定等の事務は、福祉保健部長の委任決裁とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成18年10月1日から施行される(1)アを除き、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第84号

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

第1条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略 2及び3 略 4 この規則において「主たる扶養義務者」とは、被措置者等の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下同じ。)のうちから総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長が選定した者をいい、「世帯内扶養義務者」とは、被措置者等の同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくする扶養義務者をい</p>	<p>(定義) 第2条 略 2及び3 略 4 この規則において「主たる扶養義務者」とは、被措置者等の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者のうち、<u>施設入所措置等の種類ごとに知事が別に定める者をいう。</u>以下同じ。)のうちから知事が選定した者をいい、「世帯内扶養義務者」とは、被措置者等の同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくする扶養義務者をいう。</p>

う。

(1) 被措置者等が満20歳未満の場合 当該被措置者等の直系血族及び兄弟姉妹並びに当該被措置者等が妊産婦であるときはその者の配偶者（それらの者が世帯主であるものに限る。）

(2) 被措置者等が満20歳以上の場合当 該被措置者等の配偶者及び子のうち基準年に課された所得税の額が最も多いもの

5 この規則において「基準年」とは、施設入所措置等が行われる年度（4月から6月までの間に行われる次条第1項の表第1号及び第4号に掲げる措置並びに同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置については、その前年度とし、同表第2号に掲げる助産の実施については、当該助産の実施が開始された年度（4月から6月までの間に開始されたものについては、前年度）とする。以下同じ。）の初日が属する年の前年をいい、「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる年度をいう。

6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又はその扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項までの規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法第314条の7又は附則第5条第3項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては、当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）をいう。

5 この規則において「基準年」とは、施設入所措置等が行われる年度（4月から6月までの間に行われる次条第1項の表第1号及び第4号に掲げる措置並びに同表第3号に掲げる母子保護の実施については、その前年度とし、同表第2号に掲げる助産の実施については、当該助産の実施が開始された年度（4月から6月までの間に開始されたものについては、前年度）とする。以下同じ。）の初日が属する年の前年をいい、「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる年度をいう。

6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から租税その他の知事が別に定める必要経費の総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又はその扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法第314条の7又は附則第5条第2項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては、当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）をいう。

7 この規則において「県支弁月額」とは、それぞれの施設入所措置等のうちその月に行われる分（次条第1項の表第2号に掲げる助産の実施については、その月に終了する当該助産の実施の全部）に要する費用（福祉保健部長が児童保護措置費徴収事務取扱要領で定めるものに限る。以下「その月分の措置費等」という。）について県が支弁した額をいう。

8 この規則において「総合事務所長」とは、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）第6条第1項の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所の長をいい、「福祉相談センター所長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第73条の規定により設置された福祉相談センターの長をいい、「児童相談所長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）第1条の規定により設置された児童相談所の長をいい、「福祉保健部長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された福祉保健部の長をいう。

9 前各項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、児童福祉法及び児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）で規定する用語の例による。

(措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額）を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

略	
4 児童福祉法第27条第	略

7 この規則において「県支弁月額」とは、それぞれの施設入所措置等のうちその月に行われる分（次条第1項の表第2号に掲げる助産の実施については、その月に終了する当該助産の実施の全部）に要する費用（知事が別に定めるものに限る。以下「その月分の措置費等」という。）について県が支弁した額をいう。

(措置費等の徴収)

第3条 知事は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額）を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

略	
4 児童福祉法第27条第	略

1 項第 3 号又は第 2 項の措置（同法第 31 条第 3 項、第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 63 条の 3 第 1 項又は第 63 条の 3 の 2 第 1 項本文若しくは第 2 項本文の規定により満 20 歳に達している者について行われるもの（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）に限る。）

略

- 2 前項の表第 3 号に掲げる母子保護の実施及び措置のうち、母子生活支援施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設及び情緒障害児短期治療施設（保護者の下から通わせる場合に限る。）に入所させて行うものに係る前項の規定の適用については、同号第 3 欄「定める額」とあるのは、「定める額の 2 分の 1 に相当する額（同表第 3 号(14)に掲げる場合にあつては、当該第 3 欄に定める額）」とする。

3 略

(対象収入額等の申告)

第 4 条 次の表の第 1 欄に掲げる者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第 1 項の表第 2 号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度次の表の第 2 欄に掲げる日までに、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる事項を同表の第 4 欄に掲げる書類により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

1	略		
2	前条第 1 項の表第 2 号に掲げる助産の実施又は同表	6 月 20 日	所得税 額等 申告書（様式第 2 号）

1 項第 3 号又は同条第 2 項の措置（同法第 31 条第 3 項、第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項又は第 63 条の 3 第 1 項の規定により満 20 歳に達している者について行われるもの（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）に限る。）

略

- 2 前項の表第 3 号に掲げる母子保護の実施のうち、母子生活支援施設、知的障害児通園施設その他知事が別に定める施設に入所させて行うものに係る前項の規定の適用については、同号第 3 欄「定める額」とあるのは、「定める額の 2 分の 1 に相当する額（同表第 3 号(14)に掲げる場合にあつては、当該第 3 欄に定める額）」とする。

3 略

- 4 保育所に入所している児童に対して行う第 2 項の規定する母子保護の実施に要する費用の徴収については、同項の規定により読み替えて適用される第 1 項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

(対象収入額等の申告)

第 4 条 次の表の第 1 欄に掲げる者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第 1 項の表第 2 号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度次の表の第 2 欄に掲げる日までに、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる事項を同表の第 4 欄に掲げる書類により知事に申告しなければならない。

1	略		
2	前条第 1 項の表第 2 号に掲げる助産の実施又は同表	6 月 20 日	所得税 額等 申告書（様式第 2 号）

第3号に掲げる母子保護の実施及び措置を受ける者並びに同表第2号に掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置又は同表第4号に掲げる措置を受ける者の世帯内扶養義務者

3 略

2 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、前項の規定による申告が適正に行われな
いときは、前項の表第4欄に掲げる事項について必要な調査を行うものとする。

(徴収予定額等の通知)

第5条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、毎年度、前条第1項の規定による申告又は同条第2項の規定による調査の結果に基づき、施設入所措置等に要する費用を徴収される者（以下「被徴収者」という。）及び当該費用についてその者から徴収することとなる額をあらかじめ定め、その額を当該被徴収者に通知するものとする。

(徴収予定額の変更等)

第6条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、施設入所措置等の内容を変更したため、前条の規定により定めた額(この項又は次項の規定により既にこれを変更している場合にあっては、当該変更後の額とする。以下「徴収予定額」という。)を変更すべきこととなるときは、速やかにこれを変更するものとする。

2 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、徴収予定額がその被徴収者の負担能力に対し過重であると認めるときは、当該被徴収者の申請又は職権により、徴収予定額を減額し、又は施設入所措置等に要する費用の全部を徴収しないこととすること（以下「減額等」という。）ができる。

3 略

4 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、第1項の規定により徴収予定額を変更し、

第3号に掲げる母子保護の実施を受ける者及び同表第2号に掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施又は同表第4号に掲げる措置を受ける者の世帯内扶養義務者

3 略

2 知事は、前項の規定による申告が適正に行われな
いときは、前項の表第4欄に掲げる事項について必要な調査を行うものとする。

(徴収予定額等の通知)

第5条 知事は、毎年度、前条第1項の規定による申告又は同条第2項の規定による調査の結果に基づき、施設入所措置等に要する費用を徴収される者（以下「被徴収者」という。）及び当該費用についてその者から徴収することとなる額をあらかじめ定め、その額を当該被徴収者に通知するものとする。

(徴収予定額の変更等)

第6条 知事は、施設入所措置等の内容を変更したため、前条の規定により定めた額(この項又は次項の規定により既にこれを変更している場合にあっては、当該変更後の額とする。以下「徴収予定額」という。)を変更すべきこととなるときは、速やかにこれを変更するものとする。

2 知事は、徴収予定額がその被徴収者の負担能力に対し過重であると認めるときは、当該被徴収者の申請又は職権により、徴収予定額を減額し、又は施設入所措置等に要する費用の全部を徴収しないこととすること（以下「減額等」という。）ができる。

3 略

4 知事は、第1項の規定により徴収予定額を変更し
又は第2項の規定によりその減額等を行うと決定し

